

事務局説明資料

平成27年12月24日(木)

論 点

I. 見直しの視点

II. 金融商品取引法・会社法・取引所規則による開示

1. 開示の内容の整理

- (1) 有価証券報告書、事業報告・計算書類、決算短信の役割と考え方
- (2) 開示内容の整理、共通化、合理化 等

2. 開示の日程・手続に応じた選択肢の拡大

日程・手続と開示のあり方、同日開示の場合の取扱い 等

III. 非財務情報の開示

非財務情報の開示の充実、法定開示と任意開示の役割分担 等

IV. その他

単体IFRS、フェア・ディスクロージャー・ルール、投資家のリテラシー向上、
企業情報の一体的な提供 等

I 見直しの視点

- 日本企業の事業活動のグローバル化等により、企業の情報開示を巡る環境は大きく変化している。
- 前回会議では
 - ・ 企業の稼ぐ力を高め、持続的に企業価値を向上させるため、企業と投資家との中長期的な成長に向けた価値創造を念頭に置いた建設的な対話促進の重要性の高まり
 - ・ 株主に占める海外投資家の比率の増加などによる対話重視の要請
 - ・ 企業のガバナンス強化や社会問題及び環境問題への関心の高まりなどによるESG（環境、社会、統治）情報をはじめとする開示内容の充実の要請などの指摘があった。
- また、個人による投資を促進するための環境の整備も重要と考えられる。
- このような環境の変化等を踏まえて、開示内容の整理や開示日程・手続等の見直しを検討するための視点をどのように考えるか。

Ⅱ-1-(1) 各開示書類の目的及び役割①

	取引所規則 (決算短信)	会社法開示 (事業報告・計算書類)	金商法開示 (有価証券報告書)
目的	重要な会社情報を 投資者に適時に提供	株主・債権者に対する 情報の提供	投資者の投資判断に 必要な重要な情報の提供
開示方法	電子開示(TDnet)	書面の提供(一部電子提供可※1)	電子開示(EDINET)
決算日からの開 示時期 【】は平均	決算期末後45日以内 (30日以内がより望ましい) 【37.0日】※2	株主総会開催日の2週間前まで に招集通知と共に株主に提供 【63.9日】※2	事業年度経過後3月以内 【87.4日】※2
公衆縦覧期間	開示日を含めて31日※3 (有料データベースは5年)	電子公告の場合には、 定時株主総会の終結日後5年	受理日から5年※4
非財務情報	投資者に対して迅速・公平 に提供すべき情報	議決権行使に必要な各種情報	事業等のリスクやMD&Aを 含む詳細な事業状況等
財務情報	連結財務諸表 (日本基準、米国基準、 IFRS※5)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※5) ・単体財務諸表(日本基準) (相対的に簡略な注記)	・連結財務諸表(日本基準、 米国基準、IFRS※5) ・単体財務諸表(日本基準) (キャッシュ・フロー計算書を含む)
監査の要否	不要	要	要
虚偽記載の 罰則の有無	なし	100万円以下の過料	10年以下の懲役 100万円以下の罰金

※1 計算書類における個別注記表や、事業報告における主要な事業内容、直近三事業年度の財産及び損益の状況等は電子提供可(会社計算規則133条4項、会社法施行規則133条3項等)。

※2 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(経済産業省)より。

※3 JPXウェブサイトの上場会社情報では5年分の決算短信が閲覧可能。

※4 有価証券届出書(参照方式を除く。)は受理日から5年。参照方式の有価証券届出書は受理日から1年。

※5 2015年10月末現在。

Ⅱ-1-(1) 各開示書類の目的及び役割②

- 金融商品取引法、会社法及び取引所規則による開示は、それぞれ以下の目的及び役割を有しており、その目的・役割の下で各々の開示時期及び内容等が規律されている。
 - 金融商品取引法(有価証券報告書)

投資者の投資判断に必要なかつ重要な情報を提供することで、金融商品取引等の公正を確保し、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって投資者保護に資するもの。

→ 事業等のリスクや財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(Management Discussion and Analysis。以下「MD&A」。)を含む詳細な事業状況等の開示が要求されている。
 - 会社法(事業報告・計算書類)

所有と経営の分離により会社の財務状況等を一般に知ることが困難である株主に対して、会社の会計や事業活動の経過及び成果を報告し、議決権等の権利行使をする際の重要な判断材料を提供するとともに、原則として会社財産が唯一の引き当てとなる会社債権者に対して、会社の財務状況等を正しく判断できるようにするための情報を提供し、もって株主及び会社債権者の保護に資するもの。

→ 議決権行使等に必要な各種情報及び相対的に注記が簡略化された計算書類等の開示が要求されている。
 - 取引所規則(決算短信)

重要な会社情報を投資者に対して迅速かつ公平に提供することで、健全な金融商品市場の形成に寄与し、もって投資者保護に資するもの。

→ 決算期末後45日以内(30日以内がより望ましい)の開示、監査不要の財務情報の開示等が要求されている。

Ⅱ-1-(2)-i 開示書類間における開示内容の整理

- 金融商品取引法、会社法及び取引所規則による開示について、各々の役割分担を踏まえ、各書類の開示項目や開示内容をどのように考えるか。

例えば

- ・決算短信は速報性を重視した開示書類であるため、その性質上必要な事項(決算のサマリー及び前期の企業状態からの変化のうち速報性が求められる事項)を中心に、より自由な開示を促進すべきではないか。
- ・経営方針などは、中長期の企業の目標を判断する上で有用な事項であるとの指摘があるが、有価証券報告書や事業報告に記載することについてどう考えるか。
- ・有価証券報告書のMD&Aは、投資家との対話促進の観点からも重要な情報であるが、我が国の企業による有価証券報告書のMD&Aは、ひな型的な開示となっており付加価値に乏しいとの指摘もある。こうした指摘も踏まえ、MD&Aの開示内容を見直す必要はないか。

Ⅱ-1-(2)-ii 開示内容の共通化・合理化

○ 金融商品取引法、会社法及び取引所規則における開示については、これまでも共通化を進めてきたところであるが、例えば以下の項目のように、各開示書類の目的及び役割を踏まえた開示内容の違いが指摘されている項目もある。これらの開示内容の共通化についてどのように考えるか。

1. 事業報告の「上位10名の株主の状況」と有価証券報告書の「大株主の状況」

いずれも大株主に関する事項を開示させる点で共通しているが、株式所有割合の算出に当たって、事業報告では自己株式を控除するのに対し、有価証券報告書ではこれを控除しないという相違点がある。

2. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」と有価証券報告書の「ストックオプション制度の内容」

いずれも新株予約権等に関する事項を開示させる点で共通しているが、以下の相違点がある。

①事業報告

役員： 事業年度末時点の役員が有している新株予約権の数等を開示

使用人： 事業年度中に使用人に交付した新株予約権の数等を開示

②有価証券報告書

役員・使用人ともに

・事業年度末時点及び提出日の前月末時点における新株予約権の総数等

・ストックオプションの発行決議ごとの付与対象者の区分等 を開示

○ 有価証券報告書のストックオプションに関する事項は、「新株予約権等の状況」と「ストックオプション制度の内容」で記載内容が重複しており、開示内容を合理化する観点から統合すべきではないかとの指摘がある。このような項目が他にもあるか。

大株主及びストックオプションに関する開示の比較

事業報告記載項目	有価証券報告書記載項目	主な相違点								
<p>(122条) 株式に関する事項 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。)及び当該株主の有する株式に係る当該割合</p>	<p>【大株主の状況】</p> <table border="1" data-bbox="853 327 1379 564"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 327 958 485">氏名 又は 名称</th> <th data-bbox="958 327 1064 485">住所</th> <th data-bbox="1064 327 1184 485">所有 株式 数(株)</th> <th data-bbox="1184 327 1379 485">発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>①所有株式数の多い順に10名程度について記載(単元・議決権の数が異なる種類株式を発行している場合、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度を併せて記載) ②他人名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載</p>	氏名 又は 名称	住所	所有 株式 数(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)					<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式 事業報告 : 自己株式を控除 有価証券報告書: 自己株式を含む 所有株式数 経団連ひな型(法令ではない) : 株主名簿における保有株式数 有価証券報告書: 実質所有の株式数 種類株式を発行している場合 経団連ひな型(法令ではない) : 種類株式の保有数を合算し、上位10名の株主を記載 有価証券報告書 : 所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度について記載
氏名 又は 名称	住所	所有 株式 数(株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 の割合(%)							
<p>(123条) 新株予約権等に関する事項 ①事業年度の末日において役員が新株予約権等を有しているときは、役員区分ごとの新株予約権等の内容の概要及び所有人数 ②事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等があるときは、使用人の区分ごとの新株予約権等の内容の概要及び所有人数 ③上記のほか、新株予約権等に関する重要な事項</p>	<p>【新株予約権等の状況】 事業年度の末日及び報告書提出日の属する月の前月末現在における新株予約権の数等を記載</p> <p>【ストックオプション制度の内容】 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載</p>	<p>事業報告 役員: 事業年度末時点の役員が保有している新株予約権の数等を記載 使用人等: 事業年度中に使用人に交付した新株予約権の数等を記載</p> <p>有価証券報告書 ・役員・使用人等ともに、事業年度末時点及び提出日の前月末時点における新株予約権の総数等を記載 ・発行決議時点の付与対象者数、発行条件等を記載</p>								

「新株予約権等の状況」と「ストックオプション制度の内容」記載例

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権（●年●月●日取締役会決議）		
	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数（個）	500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり100	同左
新株予約権の行使期間	2010年9月1日～ 2040年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 略

(注)2 略

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(9)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	●年●月●日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

Ⅱ-2 開示の日程・手続に応じた選択肢の拡大

- 株主が株主総会議案に関する十分な検討を行えるような開示の日程・手続や開示のあり方について、どのように考えるか。
1. 株主総会の7月開催(3月決算会社の場合)を選択した場合の開示の取扱い
例えば、株主総会を7月に開催した場合、事業報告・計算書類と有価証券報告書を同日に開示し、株主総会前に株主に情報を提供することが考えられる。
この場合、例えば以下のような点について対応が必要となると考えられるが、これらについてどのように考えるか。
 - ・ 議決権行使基準日及び配当基準日を決算日より後の日とする必要がある。
 - ・ 事業報告及び有価証券報告書では、決算日を基準として大株主の状況を記載しており、議決権行使基準日と決算日はずれると株主の確定を2回行う必要が生じる。
 - ・ 株主の確定を2回行うことを避けるため、大株主の状況の記載に係る基準日を選択できることとした場合、企業ごとに大株主の状況の基準日が異なることとなるが、何か支障があるか。
 2. 事業報告・計算書類の電子開示
事業報告・計算書類の電子開示については、開示コストの削減や株主への早期の情報開示が可能となる等のメリットがある一方で、事業報告・計算書類が紙媒体で提供されなくなると、株主の議決権行使への関心が低下するのではないかといった意見もあった。これらを踏まえ、事業報告・計算書類の電子開示についてどのように考えるか。
- 四半期決算短信と四半期報告書並びに決算短信と事業報告・計算書類は、それぞれ近接したタイミングで公表されている。こうした実務を踏まえ、効果的・効率的な開示のあり方について、どのように考えるか。また、内容が類似した2つの開示書類を同日に開示する場合、どのような取扱いが考えられるか。

Ⅱ-2 同日開示の場合の取扱い

1. 四半期決算短信と四半期報告書

四半期決算短信と四半期報告書は近接したタイミングで開示されており、両者の記載項目にも大きな差異がないことに鑑みて、現在の開示方法が適当か検討すべきとの意見がある。

3月期決算の上場企業2422社中、四半期決算短信と四半期報告書を同日に開示している会社(平成27年第2四半期) → 349社(約14%)

2. 決算短信と事業報告・計算書類

実務上、決算短信と事業報告・計算書類は、比較的近接したタイミングで開示されており、上場会社の中には同日に公表している事例も見られる。

※ 決算短信と事業報告・計算書類を同時開示している実例として、NTTの例(決算短信を5月15日(金)に公表し、同日に会社WEBサイトで事業報告・計算書類を開示)がある。

3. 事業報告・計算書類と有価証券報告書

株主総会を7月に開催した場合(3月決算会社の場合)、事業報告・計算書類と有価証券報告書双方の開示内容を満たす書類を作成し、同日に開示することが可能となると考えられる。

Ⅲ 非財務情報の開示

- 企業のガバナンス強化や社会問題及び環境問題への関心の高まりなどにより、ESG情報をはじめとする非財務情報の開示の充実が求められる状況となっている。
 - 一方、こうした非財務情報のうち、現在任意で行われている開示については、定型化、標準化することで企業の創意工夫の余地がなくなり、かえって投資家との対話を阻害するのではないかとの意見もある。
 - こうした意見も踏まえ、非財務情報の開示の充実と法定開示と任意開示の役割分担について、どのように考えるか。

(参考) 金融商品取引法上の情報開示に関する従来の議論

○「・・・「ディスクロージャーの充実・強化」に資する課題を検討し、具体化していくに当たっては、企業による開示のためのコスト、投資家等による情報の獲得と評価のためのコストをはじめとして市場全体としてのコストについても配慮することが適切である。・・・」（金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」(平成14年12月16日)）

○「・・・有価証券取引の実務や投資家、発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、開示諸制度等の見直しについて審議を進めてきた・・・」（金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告－開示諸制度の見直しについて－(平成20年12月17日)）

IV その他、企業情報開示に関する論点

- 1 第1回会合で指摘のあった、単体財務諸表におけるIFRSの使用を認めるべきとの意見について、どのように考えるか。
- 2 我が国でも情報の選択的な開示についてのルールを検討すべきではないかとの意見について、どのように考えるか。公平・公正な開示という観点から、選択的開示を禁止するルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)を導入する必要はないか。
(参考)
 - ・ フェア・ディスクロージャー・ルール
発行者等が、重要かつ未公表の内部情報を第三者に開示する場合、当該情報を公表しなければならないというルール(選択的開示の禁止)。
- 3 企業の急速な業績変化に応じた取引機会が投資家に公平に提供されることと、中長期的な企業価値の向上を通じた投資家の長期的な資産の増大はともに重要と考えられるが、投資家のリテラシー向上を促し、中長期的な視点からの投資を促すために、具体的にどのような取組みが考えられるか。
- 4 企業情報へのアクセスの利便性を向上させ企業と投資家間の相互理解を深める観点から、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、CSR(企業の社会的責任)報告書及びアニュアルレポートなど複数の開示書類に分かれて記載されている企業情報を、できるだけ1つにまとめて分かりやすく記載して提供して欲しいとの要望があるが、かかる取組みの必要性につきどのように考えるか。